

尾張旭市議会基本条例

〔 平成 30 年 1 月 7 日
条 例 第 2 9 号 〕

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条—第 9 条）
- 第 4 章 議会と市長等の関係（第 10 条—第 13 条）
- 第 5 章 議員間討議の実施（第 14 条）
- 第 6 章 委員会の活動（第 15 条）
- 第 7 章 議会改革（第 16 条）
- 第 8 章 政務活動費（第 17 条）
- 第 9 章 議会機能の充実強化（第 18 条—第 20 条）
- 第 10 章 議員の政治倫理（第 21 条—第 23 条）
- 第 11 章 災害時の対応（第 24 条）
- 第 12 章 検証及び見直し（第 25 条）
- 第 13 章 委任（第 26 条）

附則

議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成される機関であり、市長と対等な立場で、市民の代表機関としての役割を担っている。

その役割は、市長その他の執行機関が行う市政運営の監視及び評価を行うことや、政策立案機能を発揮することであり、本市議会は、市民にとって最良な意思を決定する機関として、市民福祉の増進と市政の更なる発展に寄与していくことを使命とする。

尾張旭市議会は、市民の意思を代弁する機関として、自らの創意と工夫により、「緑と元気にあふれ住みたくなる・住み続けたくなる尾張旭」の実現に向け、市民との協調を図りながら、市民に開かれた議会を目指して、議会の公正性及び透明性を確保し、市民参加を推進する姿勢を明示するため、ここに条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、尾張旭市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の意見を把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市長等の市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 合議制の機関として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政全般についての課題及び市民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

（会派）

第4条 議員は、政策等を同じくする2人以上をもって会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、効果的な議会運営に努めること。

第3章 市民と議会の関係

（会議の公開）

第5条 議会は、市民に開かれた議会運営とするため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。

2 議会は、委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対して積極的に議会に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、政策立案、政策提言等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。

(議会報告会・意見交換会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を通して説明責任を果たすとともに、市民の声を議会活動に反映するものとする。

(広報・広聴)

第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得た市民の声を議会活動に反映するものとする。

2 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になれるよう議会広報活動に努めるものとする。

(趣旨説明制度)

第9条 議会は、請願及び陳情を市民等からの提案及び意見であると捉え、請願及び陳情の提出者から申出があれば、審査の折に趣旨説明を行う機会を設ける。

第4章 議会と市長等の関係

第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を基本とする。

(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して確認権（反問権）を行使することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

- (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたる費用及び効果
- (予算及び決算の施策説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。
(議決事件の拡大)

第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。

2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第5章 議員間討議の実施

(議員間討議の実施及び議会の合意形成)

第14条 議会は、議員間の自由な討議による会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、委員会において、議案及び市民からの提案に関して審査し結論を出す場合は、議員間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

第6章 委員会の活動

第15条 委員会は、審査に当たり、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、その所管に属する事務について、調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。

第7章 議会改革

第16条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。

第8章 政務活動費

(政務活動費に関する透明性の確保)

第17条 議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）等を遵守し、適正かつ有效地に執行しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果

たすため、収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。

第9章 議会機能の充実強化

(議会事務局の体制)

第18条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

(議会図書の充実)

第19条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを有効に活用しなければならない。

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。

第10章 議員の政治倫理

第21条 議員は、品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならない。

(議員定数)

第22条 議会は、議員定数について、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させるため、活発な議論が行われるものとなるよう検討しなければならない。

2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第23条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。

2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。

第11章 災害時の対応

(災害時の議会対応)

第24条 議会は、災害が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めなければならない。

2 議員は、災害時の組織体制、議員の役割及び行動方針を確認するなど、平

常時においても災害に対する注意と準備を怠らないものとする。

第12章 検証及び見直し

第25条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、隨時、この条例の施行の状況を検証するとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果に基づき、見直しが必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

第13章 委任

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。